

令和5年8月1日

各 位

農福連携全国都道府県ネットワーク
会長 岐阜県知事 古田 肇
農福連携等応援コンソーシアム
会長 皆川 芳嗣
一般社団法人 日本農福連携協会
会長理事 皆川 芳嗣

「全国農福連携マルシェ in ぎふ」出店者募集について

盛夏の候、皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、平素は農福連携の推進に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、上記3団体が主催する「全国農福連携マルシェ in ぎふ」を岐阜県下最大の「食」と「農」のイベントである「岐阜県農業フェスティバル※」において下記のとおり開催いたします。

つきましては、出店者を募集しますので、希望される場合は出店要領等をご確認の上、期限までにお申込いただきますようお願いいたします。

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 開催日時 | 令和5年10月28日（土）10時00分～16時00分 10月29日（日） 9時00分～16時00分 |
| 2 | 開催場所 | OKBぎふ清流アリーナ（岐阜県岐阜市藪田南2丁目1-1） 岐阜県農業フェスティバルの会場内 |
| 3 | 出店対象者 | 農福連携に取り組む事業者（農業経営体、福祉事業所、 特例子会社等） |
| 4 | 募集内容等 | 別紙1「出店要領」、別紙2「食品衛生関係留意事項」 別紙3「留意事項」のとおり |
| 5 | 提出書類 | (1) 出店申込書 提出書類1 (2) 出店計画書 提出書類2 (3) 出店関係者一覧表 提出書類3 (4) 表明・確約に関する同意書 提出書類4 |
| 6 | 提出方法 | (1)～(4)の提出書類の黄色塗り箇所をご記入の上、 事務担当者まで、メールにて提出願います。 |

事務担当者：

農福連携全国都道府県ネットワーク事務局

岐阜県農政部農業経営課就農支援係 稲垣、丹羽

TEL 058-272-8421

E-mail : niwa-shigeyoshi@pref.gifu.lg.jp

<注意>

全国農福連携マルシェは、岐阜県農業フェスティバルの中で開催します。そのため、同フェスティバルの要領等に基づいた出店となります。

※岐阜県農業フェスティバル

岐阜県の農業の現状と将来の方向性を広く県民にPRするとともに、県産農畜水産物や加工食品の消費拡大等を通して、本県農業の一層の活性化を図る目的で開催する県下最大の「食」と「農」イベント。

○今年度開催概要（第34回岐阜県農業フェスティバル）

開催日時：令和5年10月28日（土）10:00～16:00（開会式 9:30～10:00）

29日（日）9:00～16:00

開催場所：岐阜県庁及びその周辺（岐阜市藪田南2-1-1）

○開催実績（令和元年度）

開催日：令和元年10月26日（土）～27日（日）

会場：岐阜県庁周辺（OKBぎふ清流アリーナ、アリーナ北駐車場、県庁前公園）

来場者：18万3千人

令和2～4年度 コロナ禍により中止



全国農福連携マルシェ会場

岐阜県庁

岐阜県農業フェスティバル会場図

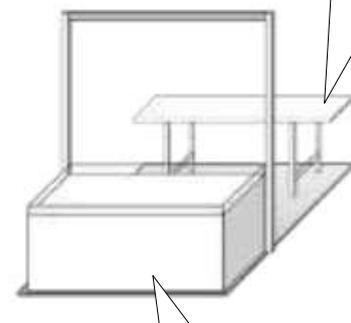
「全国農福連携マルシェ in ぎふ」出店要領

農福連携全国都道府県ネットワーク、農福連携等応援コンソーシアム、一般社団法人日本農福連携協会が連携し、岐阜県で全国のノウフク商品を集めたマルシェを開催します。

- 1 販売日時 令和5年10月28日（土） 10時00分～16時00分
10月29日（日） 9時00分～16時00分
- 2 開催場所 OKBぎふ清流アリーナ（岐阜県岐阜市藪田南2丁目1-1）
※岐阜県農業フェスティバルの会場内
- 3 出店対象者
 - ・農福連携に取り組む事業者（農業経営体、福祉事業所、特例子会社等）
 - ・出店者数は最大で岐阜県内4団体、岐阜県外16団体
- 4 出店内容
 - ・農福連携により自ら生産した農林水産物およびそれらを使用した加工品の販売。
 - ・物販のみ。調理をとまなう飲食の販売はできません。
- 5 販売方法
 - ・1出店者あたり1小間（下図参照）を割り振り、商品を陳列して対面販売を行います。
 - ・通路、搬入台車上、車上など小間外での販売はできません。
 - ・売上金等金銭の取り扱いは出店者がそれぞれ管理することとします。
※釣銭、電卓、お金を入れる容器等は出店者でご用意ください。

< 1小間の基本仕様 >

- ・小間台 W1,800×D900×H700
（こぼれ止め、枠、白ビニール付き）
- ・後方長テーブル W1,800×D600×H700
（コーナー共有とする場合有り）
- ・スペース（W1,800×D2,700）
- ・スポットライト 1個
- ・出展者名板



- 6 応募の際の留意点
 - ・要冷蔵、冷凍商品の販売がある場合は、ご相談ください。
 - ・出店料無料、販売手数料無料です。

- ・農林水産物については、原産地表示が必要です。
 - ・旅費については、1事業者当たり1人分を岐阜県旅費規程により、お支払いします。
出発地から岐阜県岐阜市までの公共交通機関での往復交通費と宿泊費（定額）、当日の搬入時間（7：45）までに到着が困難な場合は、前泊分の宿泊費（定額）もお支払いします。
 - ・10月28日、29日の2日間の参加でお願いします。
- ※応募者多数の場合は、厳正なる抽選により、出店者を決定させていただきますので、予めご了承ください。
- ※小間位置については、抽選にて決定します。（開催期間中の位置の変更は行いません。）

7 提出書類

【別紙2 岐阜県農業フェスティバル食品衛生関係留意事項】と【別紙3 岐阜県農業フェスティバル留意事項】を確認し、下記提出書類の黄色塗り箇所をご記入の上、事務担当者まで、メールにて提出願います。

- (1) 出店申込書 提出書類 1
- (2) 出店計画書 提出書類 2
- (3) 出店関係者一覧表 提出書類 3
- (4) 表明・確約に関する同意書 提出書類 4

8 申込期限 令和5年8月14日（月）17：00厳守

9 提出先

事務担当者：農福連携全国都道府県ネットワーク事務局
 岐阜県農政部農業経営課就農支援係 稲垣、丹羽
 TEL 058-272-8421
 E-mail : niwa-shigeyoshi@pref.gifu.lg.jp

10 今後のスケジュール

| 時期 | 項目 | 内容 |
|------------|------------|--|
| 8月14日 | 申込締切 | 出店希望者は岐阜県へ申込み |
| 8月下旬 | 出店者決定 | 岐阜県から申込者全員へ出店可否をメール通知 |
| 9月上旬 | 出店概要通知 | 出店の詳細について、各出店者へ通知 オンラインによる出店者説明会の実施 |
| 10月27日 | ノウフクマルシェ前日 | 商品搬入、準備 |
| 10月28日、29日 | ノウフクマルシェ当日 | 商品搬入、販売、撤収 |

岐阜県農業フェスティバル食品衛生関係留意事項

【1】 食品衛生関係全般について

- ・本フェスティバル主催者は、フェスティバル開催期間中の各種食品販売にかかる食品衛生営業許可申請書の届出を、保健所へ一括して行います。

【2】 食中毒防止関係について

- ・販売等の開始前には、必ず手洗い場において、手を石けんで十分に洗った後、消毒液による消毒を行うこと。
- ・体調が悪い人は食品を取り扱わないこと。
- ・食材・販売物等の適正保存温度及び関係法令を厳守すること。
(乳類、食肉等の販売は機械式冷蔵庫が必要。)
- ・食品は直射日光のあたらないところで保管し、陳列する時間をできるだけ短くすること。
- ・ノロウイルスによる食中毒の発生が多いことから、トイレに行ったあとは必ず石けんで十分に手を洗った後、消毒液による消毒を行うこと。
- ・出店計画書に記載のない、販売許可を得ていない品目は販売しないこと。

【3】 異物混入防止対策について

- ・出店者は出店者証を必ず着用し、それ以外の人との区別をすること。
- ・出店者は小間内に常駐し、商品をしっかりと管理すること。
また、食品販売や試食などは、周りから異物が混入しないような工夫をすること。

【4】 弁当・そうざいの販売について

(1) 製品の調製

- ・弁当の主食と副食は、調理パン等を除きできるだけ別々の容器とすること。
- ・主食と副食を同一容器に入れる場合は、主食も放冷後に盛りつけること。
- ・屋外では、卵焼き、すし(生鮮魚介類、卵焼きが使用されているもの)、さしみ等が入ったものは販売できない。

(2) 製品の保管、運搬

- ・製品は直射日光及び高温多湿をさけて保存すること。
- ・弁当は20℃以下または6.5℃以上、惣菜は10℃以下または6.5℃以上(揚げ物は除く)で保存すること。
- ・弁当は衛生に留意して製造し、喫食までの時間をできる限り短くするよう努めること。
- ・保冷車等で運搬するなど、製品の容器包装の破損に起因する汚染の防止に関する適切な取り扱いをすること。

【5】 食品表示について

- ・表示事項は、食品表示法、米トレスアビリティ法、その他法律に基づいた食品表示を容器包装の見やすい場所に記載すること。

(表示例)

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">○名称○原材料名<ul style="list-style-type: none">・アレルギー物質の特定原材料*等を含む場合は表記が必要。・食品添加物を使用している場合は記載、表示方法（用途名、名称、一括名）に注意。○内容量○消費・賞味期限<ul style="list-style-type: none">・劣化が特に早い弁当の類にあつては、必要に応じて時間まで記載。○保存方法○製造者または加工者の氏名<ul style="list-style-type: none">・商品の表示に責任を持つ者の氏名又は法人名とその住所を記載。 | <p style="text-align: center;">【弁当の記載例】</p> <p>名 称：紅鮭弁当</p> <p>原材料名：ご飯(〇〇産)、煮物(さといも、にんじん、ごぼう、その他)、紅鮭、卵焼き、たくあん、小梅、ごま、(その他小麦由来原材料を含む)、調味料(アミノ酸等)、着色料(黄1、赤102)、甘味料(甘草)、香料</p> <p>内 容 量：400g</p> <p>消費期限：平成30年10月28日 PM4:00</p> <p>保存方法：20℃以下、直射日光及び高温多湿をさけて下さい</p> <p>製 造 者：〇〇 〇子 岐阜県〇〇市〇〇町〇-〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</p> |
|--|--|

※アレルギー物質を含む以下の食品（原材料）については表示が必要。

〔特定原材料〕 えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生

※不明な点は保健所の指導を受けて下さい。

【6】 その他留意事項

- ・出店内容で、不明な点（特に食品調理・試食について）は早めに連絡すること。
毎年楽しみに来場されるお客様の信頼を裏切ることのないよう、責任をもって準備、販売を行うこと。
- ・来場者に対して危機感をつのらせることのないよう細心の注意を払うこと。
- ・万が一異常が認められた場合は、速やかに各コーナーの管理責任者又は実施本部へ連絡し、直ちに販売等を中止して指示に従うこと。

【岐阜県農業フェスティバル留意事項】

1. 出店品目の変更の禁止

- ・開催当日に飲食メニュー、販売の主力品目を変更した場合、食品衛生営業許可を得ていない商品等を販売した場合は、出店許可を取り消します。
- ・メニュー、販売品目は本フェスティバル主催者（以下、主催者という。）がチラシやホームページ等にて告知しますのでご承知下さい。

2. 試食・試飲

- ・試食の有無は出店計画書（提出書類2）に記入願います。
- ・試食品はカット等調理済のものを保存容器に詰め、品温に注意して持ち込んでください。販売の小間は十分な衛生状態を確保できていませんので、小間内でのカット等調理は禁止です。

3. 出品物の管理

- ・出品物の管理は、出店者の責任により行ってください。
- ・食材・販売物等の適正保存温度及び関係法令を遵守願います。
- ・ゴミ（段ボール、発泡スチロール、廃油類、一斗缶、耐火ボード、ブルーシート等）については、出店者の責任により必ず持ち帰ってください。また、会場内の美化清掃についても係員の指示に従い協力願います。
- ・出品物による地面の汚損等が懸念される場合には、その対策を講じ、特に飲食出店者は、ブルーシート等による地面の汚れ防止対策を必ず行ってください。

4. 持ち込み禁止品等

- ・出店者は、展示・販売等にかかる危険防止について、万全の措置を取り、次に掲げる物品の持ち込み又は行為を禁止します。
 - 発火又は引火しやすいもの
 - 著しく煙を発するもの
 - 著しく音響・振動・ほこり・異臭を発するもの
 - 接触又は接近することにより、事故を起こす恐れのあるもの

5. 展示・装飾

- ・テープ類による貼付は養生テープのみ、小間台への値札等に限定とします。
- ・小間外の装飾は他の出店者への妨げとなるため、禁止します。
- ・主催者が設置する出店者名板の移動、加工、取り外し、装飾で隠すことは禁止です。
- ・催事期間中、上記ルールに違反する装飾等については撤去指示または撤去します。

6. 電気の使用

- ・使用する電気器具は全て記入し、使用数、電圧及び電気容量を記入願います。
- ・28日（土）夜間の通電や200V使用が必要な場合は、出店計画書（提出書類2）に記入し、事前に主催者と相談願います。
- ・アリーナ内の出展は、電気容量に制限があるため機器の使用を制限する場合があります。
- ・コンセントの配置位置は指定できません（1,500W あたり1タップを設置予定）。

7. 運営の留意点・禁止事項

- ・出店者は、主催者が交付する出展者証を必ず着用願います。
- ・自店の購入客の行列が周辺の出展・営業の妨げとなる恐れがある場合には、出店者の責任において整列等の対策を行ってください。
- ・小間外での調理、販売、募金及び呼び込みなどは禁止です。
- ・県庁敷地内は全面禁煙のため、テント内、テント裏、周辺路上、車内等での喫煙は禁止です。別途設置する屋外喫煙場所で喫煙願います。
- ・開催当日は保健所、消防署、主催者が巡回しますので、改善指導には必ず従ってください。

8. 出品物の販売に係る金銭の出納及び売上げ報告

- ・金銭の出納は、すべて出店者の責任で行ってください。
- ・出店者は、別に主催者が定める様式により、販売日ごとに売上げを報告願います。

9. 開催中止について

- ・主催者は、天災（火災、洪水、悪天候、地震等）をはじめ、社会不安（テロ行為、暴動、官公庁の規制、疫病等）や、その他の不可抗力、その他主催者の責めに帰しえない原因により本フェスティバルの開催を中止することがあります。
- ・悪天候等による本フェスティバル開催に支障が伴う情報が得られた場合、主催者は、原則として開催週の火曜日の午前中までに開催中止を決定し、出店者や関係機関に連絡します。

10. 免責事項

- ・主催者は、善良な管理者として注意を払い、会場全体の管理にあたりますが、各出品物の管理は出店者自らが責任を持つものとし、主催者は出品物の盗難、紛失、火災、損傷など不可抗力による出店者の損害に対して補償の責任を負いません。
- ・出店者の行為により事故、損害が発生したときは、当該出店者の責任において解決するものとし、主催者はこれに対し一切責任を負いません。

10. 個人情報の取り扱いについて

- ・主催者は、出店申込書等を通して入手した出店者の個人情報管理に細心の注意を払い、本フェスティバルの運営のみに利用し、これを適正に取り扱います。